

Paul Bastid, Sieyès et sa pensée, 1939

浦 田 一 郎

I. 私の知る限り、シェイエスに関する研究書としては本書の他に、Albéric Neton, *Sieyès*, 1901; Glyndon G. Van Deusen, *Sieyes: His life and his nationalism*, 1932; Y. Koung, *Théorie constitutionnelle de Siéyès*, 1934がある。従って、その中では本書が最も新しい。しかも、最も詳しい。これには、桑原武夫編『フランス革命の研究』、1959年、深瀬忠一「1789年人権宣言研究序説(2)」『北大法学論集』、第15巻1・2合併号、杉原泰雄『国民主権の研究』、1971年が言及しているが、その体系的な紹介は日本ではまだなされていない。

II. 本書の構成は以下のようになっている。

序論

第1部 人と生活

第1章 出発(1748—1789)

第2章 闘争(1789—1799)

第1節 1789年から1792年まで

第2節 公会

第3節 総裁政府

第4節 プリュームール18日

第3章 引退(1800—1836)

第2部 業績と思想

第1章 思想的系譜

第2章 著作

第3章 言語と作品

第4章 アンシャン・レジームの崩壊

一 橋 研 究 第 24 号

- 第5章 人権
- 第6章 代表
- 第7章 国民的統一
- 第8章 社会的技術と公共組織
- 第9章 憲法制法定権力と憲法によって制定された権力
- 第10章 政治機構と行政機構
- 第11章 強制力と軍隊
- 第12章 財政
- 第13章 司法
- 第14章 教育
- 第15章 宗教機構
- 第16章 個人の自由に関する機構

第3部 思想的影響

- 第1章 フランスにおける言葉の模倣
- 第2章 外国における言葉の模倣
- 第3章 シェイエスと政治的著作
- 第4章 シェイエスと現代公法理論
 - 第1節 個人の権利と国民主権の理論
 - 第2節 代表理論
 - 第3節 憲法制度権力と〔憲法〕改正の理論
 - 第4節 行政と公務の理論
- 第5章 合憲性の審査と〔それに対する〕実際の熱望
- 第6章 シェイエスの思想と現代法哲学

結論

内容の紹介にあたっては、著者によるシェイエス把握の構想が明確に出ている部分に重点を置く。

「序論」において、フランス憲法の原理は今も変化していないとする、著者

の基本的認識を明らかにする。その基本原理は個人主義と作表制であり、それらはシェイエスに由来するとする。そのシェイエスの体系的な思想を断片的な著作・発言から再構成することに本書の目的を設定する。

「第1部人と生活, 第1章出発 (1748—1789)」。平民出身のシェイエスにとって、知的才能を伸ばす道は教会にしか見つからなかった。しかし、平民出身であるために教会の中で出世することは不可能であった。そこで、「第三身分とは何か」の中で示された激しい反特権の感情は、出世の夢が破れたことに由来するという説明がよく行なわれる。このような説明に対して著者は、その動機はもっと純粋なものであったと反論する。

「第2章闘争 (1789—1799), 第1節1789年から1792年まで」。ここで、シェイエスの政治姿勢は革命後数カ月で変わったという重大な指摘をする。シェイエスは1789年1月には「第三身分とは何か」を書き、特権身分との徹底的な闘争を訴えた。6月には国民議会の成立のために活躍した。しかし、8月には十分の一税の無償廃止に反対した。これが姿勢変化の最初の現われであるとする。著者は明言していないが、変化の区切りを人権宣言の成立と見ているようである。それは、シェイエスが1790年4月に「1789年クラブ」を作り、革命初期の原則に帰れという運動を起こしたことを、著者が指摘していることから想像できる。1789年以後、革命はもう終わったという姿勢をシェイエスはとった。この政治姿勢の変化は本書を貫く基本的な論理であるが、著者はその変化を決定的なものとは見ていない。表面に現われた色相の差としか見ていない。むしろシェイエスは本能的に秩序を好む人間である、あるいは変わったのは回りの方である、というような指摘もする。

「第2節公会, 第3節総裁政府」では、防衛・教育・外交・財政・憲法制定等の問題で活躍したシェイエスが、「権力の強化による革命の〔成果〕の確保」という考えに向かって行ったことを示す。

「第4節ブリュエメール18日」では、上の「権力の強化による革命の〔成果の〕確保」という点でシェイエスとナポレオン・ボナパルトは意見が一致し、シェイエスはボナパルトの軍事力を必要とし、ボナパルトはシェイエスの正当

的革命家の権威を必要としたことを指摘する。両者の協力によってクー・デタが行なわれた過程を詳述する。その後のシェイエスの権力の座からの転落は、彼の革命家的厳格さが彼の人気を台無しにしたためであるとする。

「第2部業績と思想，第1章思想的系譜」では，思想界を当時支配していた合理主義をシェイエスは社会機構に適用したとし，スピノザ，ロック，ルソー，モンテスキュー，マブリー，重農主義，スミスなどが彼に与えた影響について検討する。

「第3章言語と作品」では，第1部における規定を引き継いで，シェイエスを動かしたのは「彼の人生の第1期の間は，アンシャン・レジームに対する憎しみ，第2期の間は人間に対する全般的な軽べつ」という2つの感情であると整理する。

「第4章アンシャン・レジームの崩壊」では，アンシャン・レジーム末期におけるシェイエスの3つのパンフレットをとり上げ，その中心的な概念は「人権」・「代表」・「フランス国民の統一」であると結論づける。

「第5章人権」では，1789年7月のシェイエスの人権宣言草案を丹念に紹介し，自然状態から社会状態まで統一的に説明しようとする，シェイエスの人権思想の構造を示す。それに対してそれまでの自然法論の体系化という位置づけを与える。その基本的性格を個人主義と規定する。シェイエスは支払う税金の額によって能動的市民と受動的市民を区別し，前者にのみ選挙権を与えている。著者はそこには反民主的性格はないとする。それは，自発的に高額の税金を納めている者は，それだけ公務に対して関心が深いことを示しており，市民の区別は合理的であると見るからである。

「第6章代表」において，シェイエスの代表理論の特徴として，代表制は必要悪ではなく，分業という観点から積極的に肯定されるべき制度であるとしていること，国民意志の第一次的表明者ばかりではなく，公務員全体を代表者としている点などを指摘している。代表制に関しては種々の説明の仕方があるが，その共通点は以前の支配体制を覆すことであるとする。すなわち，政治権力を私的な所有の対象ではなくすことであるとする。しかし，代表制自身は何

も説明するものではなく、深く考えるならば、それは真実を隠す幕であるという指摘を行なう。

「第7章国民的統一」では、国民的統一が彼の憲法理論の中心概念であることを示す。国民的統一こそ、それを不可能にするアンシャン・レジームに対する革命を要求すると同時に、それを破壊することを理由にルソー型人民主権を排除するからであるとする。

「第9章憲法制定権力と憲法によって制定された権力」。シェイエスはこの両者を区別するが、この理論は彼の革命的側面としてあるいは保守的側面として交互に現われるとする。シェイエスは1789年には、憲法制定権力論に実定法からの国民の独立と、権力による人権侵害の防止の機能を果させたが、その後、制度の安定の方を望むようになり、憲法陪審に憲法基礎権力を行使させることによって、憲法制定権力と憲法によって作られた権力の区別をあいまいにするに至ったと見る。(憲法によって制定された)権力の分割に関しては、初期には国王の反革命の行動を警戒し、ルソー流に執行府に対して立法府を優位させたが、1795年には「統一ある分割」という独自の理論を打ち立てるようになったことを指摘する。「シェイエスの理論は、それが一般意志の統一性と全能性を権力の必要な分割と両立させたという意味において、ルソーの概念とモンテスキューの概念の総合である」と規定する。

「第10章政治機構と行政機構」は、1)領土の再分割、2)選挙機構、3)立法機構、4)憲法制定機構と憲法陪審、5)執行機構と統治機構、6)行政機構、7)地方機構、という構成になっている。共和歴Ⅲ年憲法の制定過程におけるテルミドール2日と18日の演説を中心にし、それに1791年憲法と共和暦Ⅷ年憲法の制定過程における構想を加えて、シェイエスの思想を展開する。その構造は複雑を極める。その原因を著者はシェイエスの論理的思考方法とその時々々に彼の置かれた政治的立場とから説明する。全体を貫く思想についてシェイエス自身が「信頼は下から、権威は上から」という定式を与えているが、それが必ずしも貫かれていないこと、又貫くことはかえって彼の思想に適合しないことを指摘する。

「第12章財政」。アンシャン・レジーム末期において財政は重要問題であった。この分野でもシェイエスが革命を指導する理論家であったことを示す。

「第13章司法」では、彼の司法構想には、民事と刑事の区別の不十分さや陪審概念の混乱などが見られるが、裁判と警察の区別、上訴制度、裁判官の選挙制度、例外裁判所の禁止、裁判制度の統一などの原理が含まれていることを強調する。

「第14章教育」では、シェイエスに対して、革命家の中で教育に最も重要性を認め、良く考察し、体系化した人間の一人である、という位置づけを与える。シェイエスは教育に理性の発達と革命精神の高揚という効果を期待し、教育に対する国家の責任を主張したことを指摘する。しかし又、彼が立法者を建築家にたとえ、建築家は町に水を引くために、水道を作ることはできるが、水を作ることはできないと言って、教育内容に公権力が介入することを嫌った点も強調する。又、教育は全面的でなければならないということから、それまで文学中心であった教育に対して、技術教育の重要性を強調した点や、教育は一生の問題であることから、職場における教育や祭による国民教育を主張した点に、彼の教育案の特色が見られるとする。

「第3部思想的影響、第4章シェイエスと現代公法理論、第1節個人の権利と国民主権の理論」。人権は国家に優越するという考えは、フランスの古典的理論の中心であり、エスマンがその定式をシェイエスから引いていることを指摘する。そのような観点からシェイエスは「主権」(Souveraineté)という言葉避け、「国民的統一」という言葉を使ったと言う。主権には2つの考え方があり、一つは主権は人民を構成する市民に分有されるとするものであり、もう一つは主権は構成員とは区別された国民に属するとするものであると整理する。前者を人民主権、後者を国民主権と言う。シェイエスは初期には、特に「第三自分とは何か」では、共同意志は個人意志にのみ由来すると言っていたが、やがてここにおける「社会的原子論」を自然権の方に押しやり、人民主権と国民主権を対置させ、後者の理論を発展させるに至ったとする。このことはテルミドール2日の演説の中で明確にされていると見る。この国民主権から

は、誰も公権力を私的所有の対象としてはならないということと、制限選挙の制度を設けてもかまわない、という2つの効果を生じるとする。人民主権は直接制に向かい、国民主権は代表制に向かうと指摘する。

「第2節代表理論」では「代表理論に関しては、現代の理論はシェイエスの思想につけ加えるべきものをほとんど何も持たない」とする。古典的の代表理論、現代の政党政治によるその変形、機関概念との関係などを整理し、シェイエスの理論の決定的影響を証明する。

「第6章シェイエスの思想と現代法哲学」では、まず「シェイエスの精神」は「革命の精神」であるとし、それは「文明世界」でだけ花開くものであるが、今ではなくなりつつあると言われていることを確認する。その「文明世界」を現在支配している法哲学として、デュギーとオーリュエの法哲学をとりあげ、前者は社会連帯を強調し、後者は権力の理論という性格を有しているが、両者は共に「個人意志の自治」という点で、「シェイエスの精神」をその基礎に置いていることを証明する。次に、個人を権力の道具としか見ない「全体主義」（ドイツとイタリアのファシズムとソ連の社会主義を指す）がヨーロッパの3分の1を支配しているが、それと対決しているのが「シェイエスの精神」であることを指摘する。

「結論」では、シェイエスが現在あまり評価されていないことを認め、それは彼の1789年の革命家の姿勢とブリュメール18日のクー・デタへの参加の姿勢を統一的にとらえることが困難なためであるとする。しかし、彼の思想の基本原理は「個人の固有の権利、国家権力の制限、国民の不可分の統一性」であり、それこそとりわけ現代において守らなければならない原理であると宣言する。

Ⅲ. バスティッドの問題意識ははっきりしている。まず個人主義と自由主義を守らなければならないという実践課題がある。1939年に書かれたことに注目しなければならない。「文明世界」の外にはその敵である「全体主義」が登場しているのに、内では個人主義と自由主義の重要性が必ずしも意識されていないだけに、著者の危機感は深刻である。そこで著者は、従来その政治的変わり身

の早さのために、思想家として不信感をもって見られてきたシェイエスから、個人主義者・自由主義者の像を浮かび上がらせ、そのことによって個人主義・自由主義の構造を明らかにし、それらが今でも「文明世界」の基本原理として生きていることを証明しようとしたのである。

本書は B5 版で 649 ページから成る大きなものである。338 の参考文献をあげている。革命時代の種々の新聞、革命家の手紙にまであたっている。シェイエスの思想と生活の紹介と分析は詳細を極める。本書では主権論の分析が詳しい。丹念に資料にあたって、シェイエスの理論の構造を明らかにするばかりではなく、それを現代主権理論形成の歴史の中に位置づけている。又、主として主権論との関係で、シェイエスの政治姿勢が革命後数カ月で変化したことを指摘した点は、大きな功績である。

しかし、人権理論の分析は弱い。詳細にシェイエスの発言を紹介してはいるが、著者がそこから引き出した原理は、人権は国家に優越するという点だけである。それ以上の分析はなされていない。又、シェイエスの政治姿勢の変化を指摘しながら、それを十分理論化していない。変化の原因を個人の性格に帰して、事実上軽視してしまっている部分もある。第1期には革命を主張し、それが「1789年の原則」に結実し、第2期には革命は終わったとし、「1789年の原則」に帰れと訴えたというわけであるが、その肝心の「1789年の原則」とは何であるのか、必ずしも明確に説明していない。シェイエスを個人主義者・自由主義者とする論理展開の中にも問題がある。シェイエスは第2期において社会的原子論を排し、観念的な国民を主権者とする国民主権を展開したというのは、本書の大きな論点の1つであるが、それはシェイエスを個人主義者とする点と矛盾するのではないであろうか。実践目的を先行させるあまり、個人主義者・自由主義者シェイエスの像を鮮明にするために、彼による市民の区別には反民主的性格はないと苦しい弁護をする。思想を対象化するという、基本的な科学的分析態度にぐらつきが見られる。しかし、決定的な欠点はフランス革命の階級分析をしていないことである。シェイエスを革命派の中の穏健派と言うだけでは、革命における彼の位置は明らかにはならない。シェイエスが主張

する「国民的統一」とはブルジョワジーの利益に他ならないというような記述もあるが、どれだけの分析を経た上で、ブルジョワジーの利益ということを書いているのか不明である。本書には民衆は全く登場しない。民衆は何をしてかすかわからない恐ろしいもの、とシェイエスが感じていたことしか明らかにしていない。そのことによって、民衆がシェイエスや革命権力とは別の、独自の論理を持って動いていたことを暗示してはいるが、両者の相互作用は考察の対象にしていない。

以上の問題点の由来するところは、シェイエスの思想を個人主義・自由主義として描こうとした点にあると思われる。アンシャン・レジームは、個人や自由を抑制する原理として、個人や自由に還元できない原理を持ち出す。従って、個人主義や自由主義は、アンシャン・レジームに対しては、抗議原理として言葉通りの働きをする。しかしそれらは、誰が個人として尊重されなければならないのか、どの自由が守られなければならないのかという点については、明快ではない（だからこそ実際上大きな機能を果すのであるが）。憲法解釈論上以下のような議論がなされる。すなわち、人権は確かに最高である、しかし種々の人権が相互にぶつかり合うから、それを調整する原理が必要になる、と。各人の私的利益の追求が社会的に保障されるような社会では、権利が相互にぶつかり合うものとして感じられるのは当然である。そのとき、個人主義や自由主義はその衝突を解決する原理を自己の内に持っていない。例えば、公害を出す企業は企業活動の自由を主張する。公害に苦しむ住民は健康に生きる自由を主張する。一体どちらを守ることが個人主義・自由主義になるのであろうか。権利と権利がぶつかり合う以上、従って個人と個人、自由と自由がぶつかり合う以上、ただ個人は尊重されなければならない、自由は守られなければならない、と言っても意味がない。にもかかわらず、しらばっくれて、それをくり返すのが個人主義・自由主義である。従って、尊重されるべき個人、守られるべき自由の中味を微妙に変化させても、個人主義は個人主義、自由主義は自由主義である。そこから、シェイエスの政治姿勢の変化の軽視が可能になる。シェイエスを個人主義者とするのと国民権は矛盾するのではないかと

前述したが、国民主権をも容認するのが実は個人主義・自由主義なのである。人民主権と国民主権は、その原理の背後でどの階級の利益が守られているのかということまで考えるならば、決定的に対立し合う原理である。しかし、個人主義者・自由主義者として描かれたシェイエスにとっては、人民主権から国民主権への移行は色相の変化にすぎなくなる。従って又、シェイエスをこのように描こうとする限り、階級分析を行なうことは不可能になる。反対に、階級分析を行なわないからこそ、このような研究目的を維持することが可能になっている。ファシズムと社会主義の区別が希薄であるのも同一線上の問題である。

シェイエス研究においては、彼の姿勢の変化に一つの重点を置かなければならない。その変化の中にこそ、ブルジョワ理論家としてのシェイエスの立場の一貫性がある、とジョルジュ・ルフェーブルが指摘している (G. Lefebvre, *Etudes sur la Révolution française*, 1954, p. 102—105) ことに注目すべきであろう。最後に、人権特に所有権の分析を重視すべきであることを指摘したい。それはシェイエス自身が、労働に基づいて所有権が成立し、その所有権の行使が妨げられないこととして自由が成立し、その自由の維持のために国家が不可欠になる、と言っているからである。労働に基づく所有がシェイエスの憲法思想の基礎になっている。労働に基づく所有の論理から小生産者的仮面をはぎ、その構造を明らかにすることがシェイエス研究の不可欠の作業になろう。

(筆者の住所：東京都武蔵野市桜堤1の3の72の1)